

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第29号

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則の一部を改正する規則

瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会運営規則（平成26年瀬戸市規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(会議) 第6条 <省略> 2及び3 <省略> 4 会議は、非公開とする。 <u>ただし、審査会が必要であると認めるときは、公開することができる。</u> 5 <u>前項ただし書の規定により会議を公開する場合における傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。</u>	(会議) 第6条 <省略> 2及び3 <省略> 4 会議は、非公開とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。